

別記様式14

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

				年 度		：		：		氏 名									
家屋又は設備の名称	事業年度中の月末・期末の従業者数等	月末現在の従業者数 ア												期 末 現 在 者 の 従 業 者 数 イ	事 業 税 の 課 税 標 準 の 割 割 の 基 礎 従 業 者 数 ウ	の 算 式			
		末 1 月	末 2 月	末 3 月	末 4 月	末 5 月	末 6 月	末 7 月	末 8 月	末 9 月	10 月 末	11 月 末	12 月 末				計		
従業者の従事区分																			
産業立地促進地域に新設又は増設した事業用家屋	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	1																	
	産業立地条例の適用を受ける家屋に従事する従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	2																	
	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	3																	
	産業立地条例の適用を受ける家屋に従事する従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	4																	
	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	5																	
	産業立地条例の適用を受ける家屋に従事する従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	6																	
小 計	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	7																	
	産業立地条例の適用を受ける家屋に従事する従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	8																	
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から9までに掲げるもの以外の者		9																	
合 計(7+8+9)		10																	

別記様式14 裏面

記入上の注意

- 1 この様式は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15新潟県規則第43号）第3号様式の従業者数の算定の明細として作成するものであり、第3号様式に添付して2部提出すること。
- 2 過疎条例等の適用を受ける設備とは、過疎条例、旧農工条例、離島条例、産業拠点強化条例及び牽引条例の適用を受ける設備をいう。
- 3 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 4 「新設又は増設した設備」欄は、新規採用、配置転換等を問わず、その事業用家屋に従事する者の数を記入すること。一の従業者が2以上の新設し、又は増設した事業用家屋に従事している場合は重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して1から6までの各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 5 イ欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における従業者数を記入すること。
- 6 ウ欄には、イ欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる事業用家屋にあっては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設又は増設された事業用家屋

$$\text{イ欄の従業者数} \times \frac{\text{当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事業用家屋

$$\text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該事業用家屋が廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事業用家屋

算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値

算定期間の月数